【日本国法務省、外務省、厚生労働省とフィジー雇用・生産性・労使関係省との間の技能実習制度に関する協力覚書】（仮訳）

日本国法務省、外務省、厚生労働省（以下「日本の省」という。）及びフィジー共和国（以下「フィジー」という。）の政府を代表する雇用・生産性・労使関係省（以下「MEPWR」という。）は、技能実習制度が、技能、技術及び知識（以下「技能等」という。）をフィジーに移転すること、フィジーの経済の発展を担う人材育成に寄与すること、ひいては、日本国とフィジーとの間の二国間協力を推進することを目的とするものであることについて見解を共有した。この見解に基づき、日本の省と MEPWR（以下「両者」という。）は、技能実習制度を適正に推進するため、次のとおり決定した。

１．目的

この協力覚書(以下「覚書」という。)は、両者の間で技能実習生の送出し及び受入れに関する約束を定めることにより、技能実習制度を通じて日本国からフィジーへの技能等の移転を適正かつ円滑に行い、ひいては二国間協力を推進することを目的とする。

２．日本の省の約束

日本の省は、適当な場合には在フィジー日本国大使館と協力しつつ、日本国の関係法令に即して、フィジーからの技能実習生の受入れに関して次の約束を行う。

(a)　技能実習生を日本国に送り出すことを意図する送出機関（以下「送出機関」という。）であって、別添１に記載する送出機関の認定基準（以下「認定基準」という。）を満たすとして MEPWR が認定したもの（以下「認定送出機関」という。）に係る情報を日本の省が MEPWR から受領した場合は、当該情報を日本国において公表すること。

(b)　MEPWR に、許可された日本の監理団体のリストを提供すること。

(c)　技能実習生については、認定送出機関が送り出した技能実習生のみを受け入れること。ただし、日本の省は、認定送出機関から送り出される技能実習生であっても、技能実習計画が認定されない場合等には、当該技能実習生を受け入れないことができる。

(d)　フィジーの公的機関による送出機関の推薦状を、MEPWR による送出機関の認定をもって代えることとすること。ただし、MEPWR が送出機関の認定のための手続を終了し、日本の省に認定送出機関の完全なリストを提供することを条件とする。

(e)　日本の省が別添３の証明書を受領することを条件として、認定送出機関の完全なリストを受領後、MEPWR による技能実習生の推薦状を不要とすること。

(f)　日本の省が、MEPWR から認定送出機関の認定の取消しの情報を受領した場合には、当該情報を日本国において公表すること。

(g)　別添４に記載する監理団体の許可基準及び別添５に記載する技能実習計画の認定基準に従って、適切な方法で許可及び認定に関する事務を行うこと。

(h)　監理団体が別添６に記載する項目のいずれかに該当する行為を行った場合は、適切な措置（許可の取消しを含む。）をとること。

(i)　別添７に記載する項目のいずれかに該当する場合は、適切な措置（技能実習計画の認定の取消しを含む。）をとること。

(j)　別添８に記載する技能実習生の待遇基準について、必要な書類の提出を求めるとともに、待遇の実態が提出された書類に記載された内容と異なる場合には、適切な措置（技能実習計画の認定の取消しを含む。）をとること。

(k)　MEPWR から、別添５に記載する認定基準に適合しない、又は認定計画と相違する実態について通報を受けたときは、日本の省は、日本の実習実施者を調査、指導及び監督し、適切な措置を行った上で、その結果を MEPWR に報告すること。

(l)　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第46条から第49条までに違反した場合を含め､日本の省が、法第15条、第16条、第36条又は第37条に即して、監理団体に対して、許可の取消し、業務停止命令若しくは改善命令による行政措置をとった場合､又は､実習実施者に対して、認定計画の取消し若しくは改善命令による行政措置をとった場合は、MEPWR にその結果を通知すること。

(m)　監理団体の許可の取消し、実習実施者による事業の中断又は監理団体若しくは実習実施者による人権侵害があった場合に、技能実習生を他の実習実施者に転籍させる体制を定めること。

(n)　日本の省が MEPWR から技能実習制度の運営の状況、当該制度の見直し、又は当該制度の対象職種の見直しに関する照会を受けた場合には、必要な情報を提供すること。

３．MEPWR の約束

MEPWR は、フィジーの関係法令に即して、技能実習生の送出しに関して次の約束を行う。

(a)　日本の省との緊密な調整の下、フィジーから日本に送る技能実習生の選考と配置に向けた募集過程や基準を詳細化したガイドラインを準備すること。

(b)　技能実習生の団体監理型技能実習への申込みを適切に日本国の監理団体に取り次ぐことができるものとして公的機関が行う送出機関の推薦（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 25 条第１号に規定する推薦。）は、MEPWR 以外の公的機関には行わせないこと。

(c)　送出機関について、認定基準を満たしているかどうかの審査を行い、当該機関が認定基準を満たしている場合には、その認定を与えること。

(d)　前項に定める認定を行ったときは、当該認定送出機関の名称その他の情報を公表し、当該認定送出機関の情報を別添２に記載する様式により日本の省に提供すること。さらに、MEPWR が日本の省に対して認定送出機関の完全なリストを提供するまでの間、MEPWR が、日本に技能実習生を送り出すことが適切と認める送出機関への推薦状の発行を継続すること。

(e)　MEPWR が、認定送出機関が認定基準に適合しない行為その他の適切でない行為を行ったのではないかとの通報を日本の省から受けた場合には、当該認定送出機関を調査し、必要な指導及び監督を行い、その結果を日本の省に報告すること。

(f)　フィジーの認定送出機関に対し、技能実習生を適切な方法で選定し、及び送り出すために指導し、MEPWR は認定送出機関が認定基準を満たさなくなったと認める場合には、認定を取り消し、その理由及び結果について日本の省に通報すること。

(g)　日本の省が実施する技能実習生が修得した技能等の帰国後の活用状況に関する調査について、元技能実習生からできる限り多くの正確な回答が得られるよう認定送出機関を指導すること等により協力すること。

(h)　日本の省から照会を受けた場合には、認定送出機関に対する指導及び監督に関する実績、送出機関の認定に関する実績、フィジーへの技能移転の需要のある職種に関する事項等について、日本の省に必要な情報を提供すること。

(i)　技能実習に関する公的送出機関として MEPWR 傘下の国家雇用センター（NEC）を指定すること。

４．技能実習生の待遇

両者は次の事項を再確認する。

(a)　フィジーからの技能実習生には「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、その他の労働関係法令が適用され、日本で就労している間は日本人労働者と同じように保護される。

(b)　日本では「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の下、事業主は労働者に対し、妊娠、出産等を理由として、解雇等の不利益な取扱いをすることが禁止されている。

(c)　送出機関、技能実習生、あるいは監理団体の間で結ばれる契約において、妊娠・出産等を理由とした強制的な帰国に関する条項が含まれることは、日本の法令で禁止されている不利益な取扱いを助長する可能性があり、不適切である。

５．連絡部局の指定

両者は、この覚書に基づく活動を効果的に実施するため、両国の連絡及び調整に係る連絡窓口を次のとおりそれぞれ指定する。

(a)　日本については、外国人技能実習機構(OTIT)（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律の施行後は外国人育成就労機構（ESDO）。以下同じ。）国際部。ただし、この覚書の修正及び補足並びにこの覚書に基づく協力の終了の希望についての窓口は、法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課及び厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室。

(b)　フィジーについては、MEPWR 雇用管理課が、この覚書に係る業務の一部を、在日フィジー大使館に委託することができる。

６．問題の解決

両者は、この覚書に基づく活動の実施又は当該実施に関連して生じる問題（技能実習生の失踪の発生、不法残留の技能実習生の送還等を含む。）について協議し、適当な場合には外交ルートを通じ、友好的に、かつ、それぞれの国における関係する省庁と緊密に協力し解決する。

７．法令の範囲内の実施

この覚書に基づく協力は、それぞれの国において効力を有する法令の範囲内で行われる。両者のいずれも、書面による通知なしに、この覚書の枠組みにおける協力及び情報交換を通じて他方から取得した秘密の情報を公開しない。

８．協議

両者の代表者は必要に応じ随時協議する。両者は、適当な場合には、外交ルートを通じて協議を行う。

外国人技能実習機構と在日フィジー大使館は、技能実習制度の実施について必要に応じ連絡する。

９．その他

(1)　この覚書は、英語によって２通作成され、2025 年 11 月 13 日に東京において署名された。この覚書に基づく協力は、その署名の日から開始する。この覚書の開始をもって、技能実習制度に係る両者の間の協力は、この覚書の下で行うものとする。

(2)　この覚書に基づく協力は、後記の署名の日から５年続くものとし、日本の省又は MEPWR のいずれかから、終了する日の 60 日前までに延長しないことを希望する旨の書面による通告がない限り、自動的に５年間延長される。日本の省又は MEPWR のいずれかがこの覚書に基づく協力を上述の５年の期間が満了する前に終了することを希望する場合には、終了することを希望する日の 90 日前までに他方に対し書面によってその意図を通告することで終了する。

(3)　この覚書の内容は、両者の書面による同意により、必要に応じて修正又は補足される。

日本国法務省

フィジー共和国
雇用・生産性・労使関係省

日本国外務省

日本国厚生労働省

＜別添１＞

フィジーの送出機関の認定基準

フィジーの送出機関は、次の全ての基準を満たしている必要がある。

(1)　技能実習制度の目的を理解して技能実習を行い、帰国後にその成果を発揮してフィジーの経済の発展に寄与する意欲のある者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこととしていること。

(2)　技能実習生又は技能実習生になろうとする者（以下「技能実習生等」という。）から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めた上で、フィジーだけでなく日本でも参照できるようウェブサイト上などに公表し、当該手数料その他の費用の詳細について技能実習生等に十分に理解をさせるために説明すること。

(3)　技能実習を修了してフィジーに帰国した者が修得した技能等を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を提供すること。

(4)　技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関し、日本国の法務大臣、厚生労働大臣又は外国人技能実習機構からの要請に応じること。当該要請には、技能実習を修了してフィジーに帰国した者に対するフォローアップ調査を含む。

(5)　送出機関又はその役員について、日本国又はフィジーにおいて禁錮以上の刑を言い渡されている場合、その刑の執行の終了、又はその刑の執行の免除から少なくとも５年を経過していること。

(6)　フィジーの法令に即して事業を行うこと。

(7)　フィジーの送出機関又はその役員が、過去５年以内に、次に掲げる行為を行っていないこと。

(a)　技能実習に関連し、保証金の徴収その他の目的など理由のいかんを問わず、技能実習生等、その親族又はそれらの者の関係者等の金銭その他の財産を管理する行為

(b)　技能実習に係る契約の不履行について、違約金を科す契約、又は金銭その他の財産の不当な移転を予定する契約を締結する行為

(c)　暴行、脅迫、自由の制限*等の技能実習生等の人権を侵害する行為

*妊娠、出産等を理由としたフィジーへの強制的な帰国は人権侵害に含まれる。

(d)　技能実習制度上の手続及び日本における出入国管理制度上の手続に関し、不正に許可等を受けさせる目的で、偽造された、変造された又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為

(8)　技能実習生の募集やフィジーの送出機関と日本の監理団体との間における技能実習生の送出し及び受入れに際してブローカーが介入することや、ブローカーが日本の監理団体に対し賄賂や手数料を支払うことを、決して許容していないこと。

(9)　技能実習の申請を日本の監理団体が取り次ぐに当たり、技能実習生等、その親族又はその関係者等が、(7)の(a)及び(b)に定める行為に関与していないことについて確認することとしていること。

(10)　技能実習生の失踪対策の重要性を認識し、日本の監理団体と協力して、失踪対策に努めること。

(11)　技能実習の申請を適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要なその他の能力を有すること。

＜別添２＞

作成日：＿＿＿＿＿

認 定 送 出 機 関 の 概 要

機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　FAX＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Email＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

URL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設立年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定年月日（有効期間）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿＿まで有効）

業種及び主要業務：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

売上げ（直近年度）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

常勤職員数（うち送出し業務従事者数）：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

講習実施責任者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（役職）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（FAX）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（Email）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日本国内における連絡先等：

（氏名又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者の氏名（法人の場合））＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（FAX）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（Email）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜別添３＞

証明書

フィジー雇用・生産性・労使関係省（以下「MEPWR」という。）は、認定送出機関*が日本国に派遣する技能実習生について、技能実習を行うに適切と認める旨をここに証明する。ただし、MEPWR が適当ではないと認めて別途個別に技能実習制度に関する協力覚書５(a)において指定された日本国の連絡窓口に通知する者を除く。

＊「認定送出機関」とは、MEPWR によって認定された送出機関のことをいう。

フィジー雇用・生産性・労使関係省　事務次官

（署名）

＜別添４＞

監理団体の許可の基準

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第 25 条の規定に基づき、監理団体の許可を受けるためには、団体は次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

(1)　本邦の営利を目的としない法人であって外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 29 条で定めるものであること。

(2)　監理事業を規則第 52 条で定める基準に即して適正に行うに足りる能力を有するものであること。

(3)　監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること。

(4)　個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいう。）を適正に管理し、並びに団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密を守るために必要な措置を講じていること。

(5)　監理事業を適切に運営するための次のいずれかの措置を講じていること。

(a)　役員が団体監理型実習実施者と規則第 30 条で定める密接な関係を有する者のみにより構成されていないことその他役員の構成が監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとすること。

(b)　監事その他法人の業務を監査する者による監査のほか、団体監理型実習実施者と規則第 30 条で定める密接な関係を有しない者であって同条で定める要件に適合するものに、規則第 30 条で定めるところにより、役員の監理事業に係る職務の執行の監査を行わせるものとすること。

(6)　フィジーの送出機関から団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、フィジーの送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していること。

(7)　法第 23 条第１項で定める許可の申請が、一般監理事業に関するものである場合は、申請者が、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する高い能力水準を満たすものとして規則で定める基準に適合していること。

(8)　(1)から(7)に定めるもののほか、申請者が、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものであること。

＜別添５＞

技能実習計画の認定要件

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第９条の規定に基づき、技能実習計画の認定を受けるためには、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

(1)　修得等をさせる技能等が、技能実習生の本国において修得等が困難なものであること。

(2)　技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 10 条で定める基準に適合していること。

(3)　技能実習の期間が、第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るものである場合は一年以内、第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習若しくは第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は二年以内であること。

(4)　第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係るものである場合はそれぞれ当該技能実習計画に係る技能等に係る第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係る技能実習計画、第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合はそれぞれ当該技能実習計画に係る技能等に係る第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能実習計画において定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標が達成されていること。

(5)　技能実習を修了するまでに、技能実習生が修得等をした技能等の評価を技能検定若しくは技能実習評価試験又は規則第 11 条で定める評価により行うこと。

(6)　技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が規則第 12 条で定める基準に適合していること。

(7)　技能実習を行わせる事業所ごとに、規則第 13 条で定めるところにより技能実習の実施に関する責任者が選任されていること。

(8)　団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が、技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体（その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理許可（法第 23 条第１項第１号に規定する一般監理事業に係るものに限る。）を受けた者に限る。）による実習監理を受けること。

(9)　技能実習生の待遇が規則第 14 条で定める基準等に適合していること。

(10) 第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして規則第 15 条で定める基準に適合していること。

(11) 申請者が技能実習の期間において同時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、その数が規則第 16 条で定める数を超えないこと。

＜別添６＞

監理団体の許可の取消し

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第 37 条の規定に基づき、日本の法務大臣及び厚生労働大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、監理団体の許可を取り消すことができる。

⑴　法第 25 条第１項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

⑵　法第 26 条各号（第２号、第３号並びに第５号ハ及びニを除く。）のいずれかに該当することとなったとき。

⑶　法第 30 条第１項の規定により付された監理許可の条件に違反したとき。

⑷　法の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

⑸　出入国又は労働に関する法令*に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

＊　「出入国又は労働に関する法令」には、日本の「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」などが含まれる。

＊＊　監理団体が送出機関を含む技能実習に関連する者から監理費に該当しない金銭を受け取っていたことが判明した場合は、監理許可が取り消されることがある。また、そのような行為は、法第 111 条の規定に従って、６月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処されることがある。

＜別添７＞

技能実習計画の認定の取消し

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条に基づき、日本の出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（以下「長官及び大臣」という。）は、技能実習計画が次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

⑴　長官及び大臣が、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき。

⑵　長官及び大臣が、認定計画が法第９条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

⑶　実習実施者が法第 10 条各号のいずれかに該当することとなったとき。

⑷　実習実施者が法第 13 条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

⑸　実習実施者が法第 14 条第１項の規定により外国人技能実習機構が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により外国人技能実習機構の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

⑹　実習実施者が法第 15 条第１項の規定による命令に違反したとき。

⑺　実習実施者が出入国又は労働に関する法令*に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

＊　「出入国又は労働に関する法令」には、日本の「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」などが含まれる

⑻　申請者又はフィジーの準備機関（団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者、監理団体、取次送出機関又は準備機関）が、他のいずれかの者と、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていたとき。

＜別添８＞

技能実習生の待遇の基準

企業単独型技能実習の申請者又は団体監理型技能実習の申請者若しくは監理団体は、技能実習生の待遇として次の基準に適合しなければならない。

(1)　団体監理型技能実習については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 28 条第２項に基づく監理費として徴収される経費について、直接又は間接に団体監理型技能実習生に負担させないこと（団体監理型技能実習の申請者又は監理団体のみに適用。）。

(2)　食費、居住費その他名目のいかんを問わず技能実習生が定期に負担する費用について、当該技能実習生が、当該費用の対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で、技能実習生とその条件について合意しており、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であること 。

(3)　技能実習の修了後の帰国に要する費用を負担すること（企業単独型技能実習の申請者又は団体監理型技能実習の監理団体のみに適用。）。また、第三号技能実習生について、第二号技能実習を行っている間に第三号技能実習の申請を行った場合、第三号技能実習が開始される前の日本への渡航費用について負担すること（第三号技能実習生に第三号技能実習を行わせる企業単独型技能実習の申請者又は団体監理型技能実習の監理団体のみに適用。）。